

特集

4

学校における消費者教育実践例

ゲノム編集食品をテーマに
消費者市民社会を考える

山本 義裕 Yamamoto Yoshihiro 徳島県立鳴門高等学校教諭(公民科)



新設の「公共」を意識した授業

本校は2019年度より、国立教育政策研究所「教育課程研究指定校事業『高等学校 公民』」の研究指定を受けており、現行の「現代社会」の授業を活用し、新学習指導要領において新設された「公共」を意識した単元開発の一環として本実践を実施しました。これまで経済の分野で取り扱われていた消費者問題に関する内容が、新科目「公共」では「多様な契約^{およ}及び消費者の権利と責任」として、法的な分野で扱われることを踏まえて、次の4時間の単元計画を考えました。今回の実践報告は、1年生40人を対象に2019年11月に実施した、第4時「消費者市民社会の実現に向けて」の授業です。

●単元計画

第1時 契約とは何か

問い：契約のもつ法的な意味は何か

第2時 消費者問題

問い：なぜ消費者問題が発生するのか

第3時 消費者の権利と責任

問い：法改正により消費生活にどのような変化が生じるか

第4時 消費者市民社会の実現に向けて

問い：消費者市民社会とはどのような社会か

実践におけるポイント

この授業を実践するに当たって、留意したことは、次の3点です。

- ①法的分野の学習として、社会的な見方・考え方を働かせ、公民科らしい「よりよい社会の実現」をめざした授業にする。
- ②選挙権年齢、成年年齢の引き下げに関連づけて、消費者の権利と責任について考えさせる。
- ③消費者庁作成『社会への扉』*1を活用する。

さまざまな視点から
思考を深める

2019年10月1日にゲノム編集食品の販売が解禁になったことを受けて、消費者の選択・安全の権利から、消費者市民社会の実現につなげて考える授業としました。生徒には販売解禁になったことはまだ伏せた状態で、見た目がほぼ同じ2匹の魚の写真を見せ、どちらを買うかを質問し、情報なしの状態を選択を促しました。

ゲノム編集食品についての説明をした後、「公共」における「見方・考え方」を働かせることを意識させ、ゲノム編集食品の販売を解禁すべきかを「功利主義」*2と「義務論」*3の考え方から推進派・慎重派のどちらの立場をとるかをグループで話し合わせました(図)。まとめた意見を各グループでホワイトボードに記し、その後、功利主義と義務論を横軸に、推進派と慎重派を縦軸にした黒板のマトリックスに掲示して意見を共有しました(写真)。

生徒からは「食糧不足を解消できるのなら推進。できる技術があるのならやるべき。アレル

*1 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/

*2 特定の行為の正しさをその行為の結果である、幸福を増大させたかどうかで判断する考え方のこと

*3 特定の行為の正しさをその行為の動機である、道徳的な義務ののっとなって行われたかどうかで判断する考え方のこと

図 グループワークの際に利用したワークシートの一部

| ゲノム編集食品の販売を解禁すべきか？ | |
|--------------------|-------------|
| ゲノム編集食品 推進派 | ゲノム編集食品 慎重派 |
| ② | ② |

①使う見方・考え方
【功利主義・義務論】

①使う見方・考え方
【功利主義・義務論】

写真 マトリックス上に各グループの意見を掲示



ギーがある人も食事を楽しめる」といった推進派の意見と、「完璧に安全だと言い切れないのであればやめておいたほうがいい。将来世代に影響が出るかも」といった慎重派の意見が出されました。両者とも、行為の結果と行為の動機の両面から思考されており、多様な視点から思考・判断したことを見取ることができました。

さらに、生徒の思考を揺さぶるために、日本では販売解禁になったこと、表示の義務はないことを伝えました。この事実を知ったときの生徒の反応から、考えが変わったり、深まったりするようすを見取ることができました。

そして、ここが実際の社会であるならば、推進派、慎重派の両方の意見がある中で、販売が解禁になっている事実があり、双方がメリット・デメリットを理解しつつ、「表示義務なし」に対しては疑問を抱いている。この状況を良しとするのか？ 消費者の安全や選択の権利は守られているか？ を問い、「よりよい社会の実現」という視点から、消費者市民社会のあり方を考え

よう、という問いにつなげました。そこで、ゲノム編集食品の例を『社会への扉』11ページの「あなたの行動が社会を変える！」に当てはめ、消費者が自らの行動で社会を作っていく消費者市民社会のイメージをグループでまとめ、発表させるというかたちをとりました。

最後に、今後も社会の変化は加速し、消費生活のあり方も変化していくこと、成年年齢が18歳に引き下げられることで、新たな消費者問題が指摘されていること、高度化していく社会の中で情報量・知識に乏しく不利な状況に置かれやすい消費者の生活が守られるべきであること、一方で消費者自身が学び、倫理的・法的・経済的・政治的主体として、自立して社会に参画していくことにより、個々の幸福の実現と公正・公平な社会を作っていくという姿勢も大切であることを伝え授業を終えました。

授業実践による効果と課題

授業の振り返りでは、消費者市民社会の実現に向けて、積極的な意見が出されました。

- ・自ら学ぶ姿勢が大事だということ
- ・消費者の声が社会を変えるきっかけになる
- ・消費生活センターの存在
- ・188に連絡すればよい
- ・相談するかしないかで被害の規模が変わるなど、「よりよい社会の実現」に関連させて記述できている生徒も多く見られました。権利・責任の主体として社会参画していく自覚を深めてくれたのではないかと感じています。

今回の実践を通じ、消費者教育は、科学技術の発展に伴う倫理的課題(道徳教育)や、意思決定と合意形成のあり方(主権者教育)、私法の原則(法教育)、各ライフステージにおける契約(金融教育・キャリア教育)などの教材としても活用できることを実感できました。他教科や外部機関との連携により、思考や学習の深化、実践力の強化を図ることを今後の課題としています。